

財産と相続からみた 18-19 世紀タブリーズの ナジャフコリー・ハーン・ドンボリー一族

阿部尚史

はじめに

イスラーム以降のいわゆるイラン史研究分野において、「名家」研究¹⁾は各時代で一定の蓄積を有する。都市研究の分野でも研究動向の一つとして、都市名家研究があり、その継続性が研究史の中でも注目されている [羽田 1991: 236]。また官僚・ウラマー名家層は中央政権の盛衰に影響を受けず存続し、代々官僚やウラマーを輩出し、地方行政を担い、宗教的問題を処理したとする [Lambton 1988: 297-98]。その上で「名家」は前近代・近代両方の事例で所謂大土地所有者であったことが指摘されている [Aubin 1959: 39; Good 1981: 272]。

一方、土地制度史・農村研究では、イスラーム相続法により財産の細分化は不可避であるため、安定した土地貴族 a stable landed aristocracy はイランには出現しなかったとする [ラムトン 1976: 263]²⁾。このように土地制度史からの土地所有者層の非継続の指摘と、主に叙述史料に基づく地方史・都市史研究による名家の継続性の主張には隔たりがある。

イスラーム相続法は、主にクルアーンの雄牛・婦人・食卓の 3 章と預言者のスンナに基づき成立した。シーア派相続法がクルアーンの記述を素直に解釈し適応するのに対し、スンナ派相続法はイスラーム以前の慣習（アサバの論理）の影響が強いため、実定法上の最大の違いとされる [Coulson 1971: 108]。遺産に対する相続人の範囲と取分については、古今の法学書で様々な個別の事例に応じて詳細に説明された。邦語では柳橋 2005 が比較的詳しく解説する。本稿で念頭におくのは、「名家の継続」という観点に適合し、最も一般的と想定される事例、つまり被相続人に一親等の卑属が複数存在する例であり、この場合、クルアーンに基づき「男児には、女兒の 2 人分と同額」（4 章: 11）で、配偶者たる妻の取分は 1/8 である（4 章: 12）。また遺贈は法定相続人の権利を守るため遺産の 1/3 に限られる。このように遺産に対する相続人の請求権はイスラーム法上明確に定められ、相続人たる子女が

1) 個々の研究で、都市・地方名家、地方有力者・エリート家系など、様々な呼び方がなされているが、さしあたり本稿では数世代に亘り存続し影響力を保持した家系を名家と呼ぶ。

2) 他にも、頻繁な王朝交替による社会の不安定により、カナートなどの水利施設が破壊され、収益基盤が揺らぎ、安定した土地貴族の出現が阻まれるとする論もある [岡崎 1988: 210]。

複数存在する場合、被相続人の財産は分割されることになる。この点の中東・イスラーム研究者間で常識の範疇に属し、家族ワクフが財産の細分化を防ぐ役割を期待されたことはよく知られている。イラン史における名家研究では、系譜の連続、特定家系から官僚やウラマーが輩出されたこと、父子・血縁者が代々特定の官職を保持したことなど、外見的な継続性が強調され、名家の特徴として財力（特に不動産）が挙げられながらも、家系の継続と相続法に則った財産分割の相互関係はあまり考慮されず、経営体としての「家」や家族の内部構造は十分検討されなかった（もしくは史料制約により放置された）。土地所有者層の非連続性を論ずるラムトンも、原則を述べるに留まり具体的な事例提示を欠く。第一、経営体・相続の対象としての「家」がイランに存在したか十分論じられたことはないのである³⁾。

イランにおける歴史的な家族の実態を社会経済的見地から論じた研究は少なく⁴⁾、一族の財産継承の視点を含むワクフにしても、設定後の状況を長期的に検証するのが困難 [Werner 2000: 102] という問題をかかえる⁵⁾。また、先行研究を見ても分かるように、ワクフ設定者も必ずしも全財産をワクフとしたわけではないよう [岩武 1990: 76; 近藤 1994: 63-64; 2001: 19]、ワクフ研究のみで財産の移転を論じるのは不十分であろう。通常の財産相続と一族の変遷の関係を数世代に亘って検証しなければ、イランにおける「名家の継続性」論は表層的議論に留まるように思われる。

こうした課題を踏まえつつ、著者は、クルド系ドンボリー族に属し 18 世紀後半以降タブリーズに定着し、20 世紀まで影響力を持ち続けたナジャフコリー・ハーン Najafqolī Khān Donbolī と彼の一族に注目し、本稿では特に一族の財産の特徴とその相続を 18 世紀後半から 19 世紀前半まで論じる⁶⁾。19 世紀末から 20 世紀にイランは西欧列強を中心とする世界経済の周縁に包摂され、一次産品の輸出を求められるようになったことで、国全体を地主制が覆い、大土地所有のあり方が変化したという [後藤 2002: 247-71]。この見解に従えば、本稿の対象時期はイランで相対的に自立的・伝統的な社会が存続した最後の時期となり、前後の時代の事例を検証する際にも有益な手がかりとなる。

本稿では、叙述史料⁷⁾の他、主としてイラン公文書庁・国立図書館 Sāzmān-e Asnād va Ketābkhāne-ye Mellī-ye Īrān 所蔵の Amīr Kabīriyān 文書（タブリーズ支部）、Zahrā

3) 社会経済的見地からではないが、近藤信彰は、19 世紀フェールス地方において、政治的な文脈で、家は制度化されていないことを指摘する [近藤 1996 a: 22]。

4) 例えば坂本 1982; Gurney 1983 は一時点における家族構成・財産状況を述べるに留まる。

5) 岩武 1993 はティムール朝期のワクフが 19 世紀半ばまで継続した事例を紹介するが、設定者一族の継続とワクフの関係については不明な点が多い。

6) 先行研究に、19 世紀前半までのドンボリー族史概説 Riyāhī 1378: 107-284 があり、ナジャフコリー・ハーンのタブリーズ支配の簡潔な分析として Werner 2000: 152-57 がある。

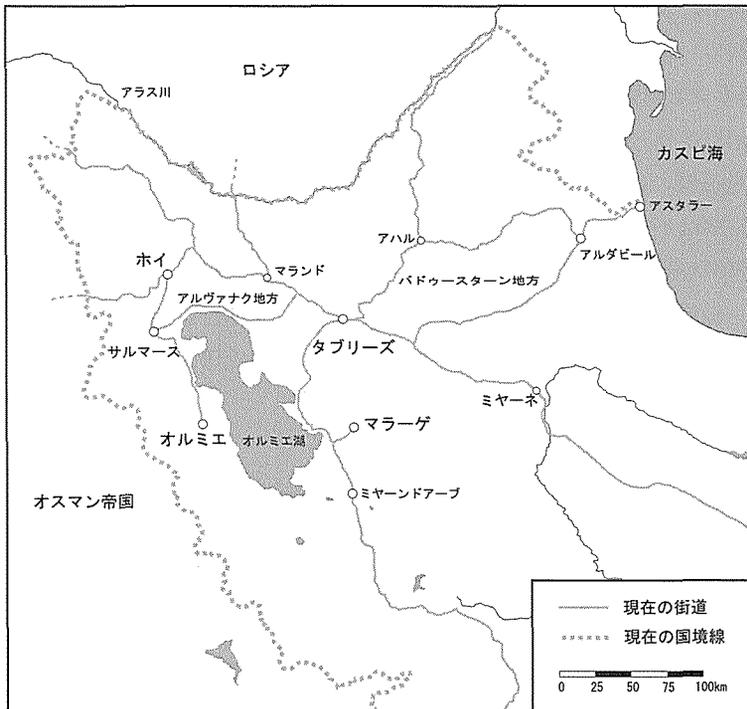
7) ドンボリー族については、一族出身者による史料 *Danābele*, *Dārā*, *Donbolī*, *Tajrebat* があり、本稿ではこれらをドンボリー史料と呼ぶ。

Hasani 文書（テヘラン本部）を用いる。両文書は 20 世紀立憲革命後に至るナジャフコリー一族の文書を含み、断片的ながらも一族に関する豊富な情報を提供するが、これまでほとんど利用されず伝来事情も不明な点が多い。ただし相互に補完関係にあるため、同一起源で 20 世紀以降に分離したと推察される。

I ナジャフコリー・ハーンのエconomic活動と相続

1 ナジャフコリー・ハーンとタブリーズ

ドンボリー族はサファヴィー朝以前からアゼルバイジャン地方西部のホイやサルマース周辺を活動の拠点としたクルド系の有力勢力である。アッバース 1 世治世末期（17 世紀前半）の高位官職保持者一覧によれば、一族の当主 Salmān Khān はチョルス、サルマース及びドンボリー族の支配権を持ち 1000 人の軍勢を率い、アゼルバイジャン地方で 3 番目の軍事を誇り [Khūzāni: 472 b]、同地方を代表する勢力に成長した。ナジャフコリー・ハーンの子 Abd al-Razzāq が著した *Tajrebat* によれば、サファヴィー朝滅亡後ナジャフコリーはナーデル・シャーに従い、ドンボリー族を率いてインド・中央アジア等の諸遠征活動に同行した [Tajrebat 1:67]。



地図 アゼルバイジャン地方

叙述史料を見る限りナジャフコリーは覇権を目指す勢力に権威を付与される形で、外来の支配者ながらもタブリーズに君臨することになったようである。*Tajrebat* は1170/1757年、タブリーズに入城した Moḥammad Ḥasan Khān Qājār に臣従し知事職を叙任されたという [*Tajrebat* 2: 30]。Werner はこの記述をカージャール朝との関係を過去に遡らせるために意図的に捏造されたと疑い、1177. Zū hijja/1764. 6 付の Karim Khān Zand の任命勅令によりタブリーズ支配が開始したと見る [Werner 2000: 153]。しかし 1171. Jumādā 1. 12/1758. 1. 22 付の委任文書 *vekālat nāme* でナジャフコリーをタブリーズ知事 *Beglarbegī-ye Dār al-Saltane-ye Tabriz* と呼ぶため [Asnād: 296012537]、1764年の叙任はザンド朝の宗主権を認めた彼の地位を再確認するに過ぎぬことが判明する。1171年初/1757年からタブリーズ周辺でのナジャフコリーの売買契約が確認され、1757年の知事叙任も十分あり得る。

ナジャフコリーの知事職獲得は、ホイを支配する兄の系統（いわば嫡流）から分立し、別勢力を形成した契機と見なしえる。後年、ホイ系との間で度々対立が発生したためである。つまり、叙述史料に従えば、ナジャフコリーは元来タブリーズの在地社会から台頭したのではなく、ホイ地方の部族軍事力を背景にし、覇権勢力に権威を付与されてタブリーズに降り立った外来勢力で、同地に定着した第一世代であった。故に彼の到来を機に一族のこの地域における政治・経済活動は本格的に始まったと考えられる。ナジャフコリーのタブリーズにおける建築活動に関する具体的情報は多くないが、1780年1月の大地震後⁸⁾、速やかに城塞、公共施設、商業施設等の建設を行ったことが伝えられている [*Danābele*: 51 a; *Nāder Mirzā*: 198]。彼は近代タブリーズの原型となる都市整備を行ったのである。

2 ナジャフコリー・ハーンの財産集積活動について

ナジャフコリーの財産集積について、叙述史料では「タブリーズ、マランド周辺の数多くの村落を購入した」 [*Danābele*: 51 a] と記されるのみだが、Amir Kabiriyān 文書等を調査したところ、管見の限り、ナジャフコリーへの所有権移転を示す契約 52 件を確認できた。混乱期の地方支配者ナジャフコリーは没収や横奪ではなく、ウラマーを介したイスラーム法上瑕疵のない契約を経て財産を取得したのである⁹⁾。

一連の文書から抽出された財産が、ナジャフコリー生前に所有下から離れていないか判断しがたい¹⁰⁾。また約 30 年に及ぶ知事在任期間を考えると、この契約件数は非常に少なく、

8) 地震発生の日付について史料間に相違があるが、Melville は 1193 年末とその直後 1194 年初（いずれも 1780 年 1 月）に 2 度に亘り大地震が発生したと考える [Melville 1981: 168]。

9) ナジャフコリーの事例とは対照的に、18 世紀初頭、オルミエのアフシャール族がワクフ地を不法に侵害し強奪した事例が報告されている [近藤 1996 b: 159-61]。

10) 所有権移転の際に先行する契約文書を添える慣行があり（イルハン朝期の例 [Gronke 1993: 219]、カージャール朝期の例 [近藤 2001: 16 (n. 53)]）、遺産相続にも所有権を証明する契約文書 *qabāle* が付帯されるようで、1278. Rabi' 1 / 1861. 9 付の遺言書では、「その契約文書 *qabāle*」

表 ナジャフコロリー・ハーソンの契約一覧

日	付	契約	対象物件 (d.=ダング)	対価(トマン)	契約相手	番号 2960-	備考
1	1757.10.2	売買	Sis 村	60	村の Kadkhoda たち 12 人	10118	領収書で売買判明
2	1757.10.4	売買	Sis 村の土地一片	0.5	Mohammad Beg	11243	原本
3	1757.11.5	売買	Sis 村の葡萄庭園	0.8	Āqā Karim と Īn Mohammad (Rasūl Shoṭorbāni の子)	11162	原本
4	1757.11.5	売買	Sis 村の葡萄庭園	0.6	Āqā Karim	11162	原本
5	1757.11.5	売買	Sis 村の葡萄庭園	0.6	Bābā ? ? (Rasūl Shoṭorbāni の子)	10363	原本
6	1757.11.6	売買	Sis 村の葡萄庭園+水利権 1 昼夜の 1 / 8	0.24	Abū al-Qāsem Shoṭorbāni	11162	原本
7	1757.11.10	売買	Shabestar 村全 6 d.	200	Shabestar 村の土地所有者 39 人	11339	原本
8	1758.1.22	売買	Khosrowshāh 村全 6 d.	?	村の地主・農民全 91 人	12537	原本、委任文書より。 Beglarbegi の称号
9	1758.3.10	売買	Sis 村の川の水全 15 昼夜中 2 昼夜	4	故 Hājji Taj al-Din Beg の子二人	10343	原本
10	1758.3.15	売買	Sis 村の川の水全 15 昼夜中 0.5 昼夜+葡萄庭園の土地 20 / 46	1.5	故 Fath 'Ali ? の子たち	10343	原本、母が代理人
11	1758.3.26	売買	Sis 村の川の水全 15 昼夜中 3 昼夜	4	'Abd al-Javād と故 Mohammad Zamān Shoṭorbāni Tabrizi の相続人 (妻と子供たち)	10343	原本
12	1759.5.21	売買	Kalashān 村の 1 d.	12	Salim Beg の相続人と Yusof Khān	10386	原本
13	1759.10.27	売買	Markidān 村 + Kalavān 枝村	80	故 Fazl 'Ali Khān Yegānlū の相続人	11389	原本、裏書き文書か
14	1761.4.11	贈与	タブリーズ市内 Khiyābān 地区にある故 Rostam Khān 所有の土地家屋・商業物件	0.01	Sharaf Nesā Khānom	11152	原本、100 ディナーナルと 1 man の小麦と交換
15	1765.7.25	売買	Kūshk 村 3 d. + Asad Jalāh 枝村	30	'Abd al-Ghaffār Beg Donboli	Melli 856	原本、国立図書館 Ketābkhāne-ye Melli 所蔵
16	1766.12.11	売買	Khosrowshāh 村の Daštām ? のカナート全 20 昼夜中 2 昼夜+播種量 200 man の土地	12	Hājji Mohammad Hāshem Khosrowshāhi	10344	原本
17	1767.6.14	売買	Khosrowshāh 村 Šāḥeb Divān のカナートの 1 昼夜	3	'Ali Naqī (Karbalā'i Āqā Moḥammad Nowbari の子)	12487	原本
18	1767.7.21	売買	Khosrowshāh 村 Šāḥeb Divān のカナートの 2.75 昼夜	10	Hājji Mohammad Beg Khosrowshāhi	12487	原本
19	1767.7.21	売買	Khosrowshāh 村 Šāḥeb Divān のカナートの 1 昼夜	3	Mohammad Bāqer Khosrowshāhi	12487	原本
20	1767.9.22	売買	Khosrowshāh 村 Šāḥeb Divān のカナートの 2.5 昼夜	9.1	Hājji Mohammad Khān Khosrowshāhi の 2 子	12487	原本
21	1767.10.31	売買	Khosrowshāh 村 Šāḥeb Divān のカナートの 0.5 昼夜	1.5	故 Mir Zamān の相続人 (娘と妻)	12317	原本
22	1768.6.13	売買	Bāzār-e Rāsivān にある生葉屋 'aṭṭārī と羊毛衣類仕立屋の権利 3 / 4	23	Hājji 'Abd al-Salām 'Aṭṭār	10313	原本
23	1770.8.15	売買	Dehkhāreqān の播種量 95 kharvār-30 man の農地	66.71	Dehkhāreqān 村の住民 43 人	10262	原本
24	1772.5.3	売買	Bābā Hāmed 村全 6 d., Keshavar のカナートの水利権 14 昼夜 (全 23 昼夜), Sardrūd, Khalkhāl 村を流れる川の水利権 5 + 1 / 4 昼夜 (全 8 昼夜)	20	Bābā Hāmed 村の住民 11 人	11270	原本
25	1773.6.21	売買	Sardrūd 村のカナート (Qanāt-e Ūrū) 1 昼夜	12	Karbalā'i Āqā Bābā Alqalandisi	11294	原本

26	1774.10.9	売買	Sis 村の未利用のバーグと土地	2	Esmā'il Beg Torkamān	11162	原本	アルヴェナークの Sharaf al-
27	1774.12.13	贈与	Sis 村の Aqā Khān のカナート 5 昼夜 (全 14 昼夜)		Mohammad Ja'far Beg Donboli と Mohammad Solṭān Shabestari	11266	原本、Din 枝村の土地	
28	1775.2.8	売買	Sis 村にある崩で開かれた未利用地	1	Esmā'il Beg Torkamān	11162	原本	
29	1775.2.16	売買	タブリーズの Kniyābān 地区の Hājji Mir Ja'far の水室 1/3 の権利	2	Mir 'Abedin Khiyābāni	10932	原本	
30	1775.3.23	売買	Sis 村の播種量 66.5 gandom (アルヴェナーク重量) の農地	3.95	Sis 村の農民 5 人	11270	原本	
31	1775.6.5	売買	Aqā Khān のカナートの水利権 19 chāsht = 2 昼夜 + 3 chāsht (全 14 昼夜)	4.75	Karbalā'i Moḥammadqoli 他 6 名	11270	原本	
32	1775.12.16	売買	Bilverdi 村の 29/64 d. = 播種量 297 man	1.72	故 'Abd al-'Azim の相続人	10930	原本、裏書き文書	
33	1775.12.16	売買	Bilverdi 村にある播種量 304 man の土地 + 播種量 282 man の土地	3.505	故 'Abd al-'Azim の相続人	10257	原本、裏書き文書	
34	1775.12.16	売買	Bilverdi 村の 1.5 d. + 1/6 + 1/15 + 1/500 d. = 播種量 11 kharvar 40 man の農地 + 'Aliqoli Beg の土地	6.75	故 'Abd al-'Azim の相続人	10345	原本、裏書き文書	
35	1775.12.16	売買	Bilverdi 村の 1 + 1/6 d. = 播種量 777 man の農地	4.66	故 'Abd al-'Azim の相続人	10345	原本、裏書き文書	
36	1775.12.16	売買	Yengeje 村の 3.5 d.	4	故 'Abd al-'Azim の相続人	12480	原本、裏書き文書	
37	1776.1.14	売買	Badūstān 地方の Yengeje 村の 1.5 d.	4	故 'Abd al-'Azim の相続人	12321	原本、裏書き文書	
38	1777.6.16	売買	Kalajāh 村と Bavil 村の全 6 d.	400	Aqā Hātam Tabrizi	10499	原本、裏書き文書	
39	1777.11.13	売買	Qaragūni 村の 3 d. + Taraf 村の 5/6 d.	25	Mohammad Khān (Ganj 'Ali Qaragūni-ye Badūstān の子)	11295	原本	
40	1778.3.5	売買	Qaragūni 村の 2 d.	12	Qaragūni 村の農民 4 人	11295	謄本	
41	1778.5.8	売買	Alqālandis 村のカナートの水利権 1 昼夜 (全 34 昼夜)	8	Zeyn al-'Abedin (Hājji Aqā Reza Sardrūdi の子)	11161	原本	
42	1778.12.26	売買	Chehraq 村と枝村 Shāllū 各 3 d.	20	'Ali Mokhtār Beg ら 3 名	11269	原本、地元出身者	
43	1780.5.29	売買	新城薬内にある播種量 30 man の土地	13.5	Sharaf Khānom	12556	原本	
44	1781.3.16	売買	アルヴェナーク地方の 6 農村 + Dizaj? の農地	284.57	Mohammad Solṭān の相続人たち	12520	謄本	多様な物件
45	1781.3.17	売買	Kūze-konān 村の水利権 1.5 昼夜 (全 32 昼夜)	32	Mohammad Solṭān の相続人たち	11296	原本	
46	1781.5.31	売買	Shabestar 村の荒廃した故 Mohammad Solṭān の外邸 + 同村流れる川の水利 2 昼夜 (全 14 昼夜)	100.7	Mohammad Solṭān の相続人たち	11268	原本	
47	1781.6.2	売買	タブリーズの Sanjerān 地区の播種量 230 man の土地	115	Sheykhi 派 24 人	10276	原本	
48	1782.5.26	売買	Yamchi 村の Kalle khāne? の土地, 同カナートの水利権 8? 昼夜 (全 12 昼夜)	14.5	Bābā Jān Beg ら故 Ja'far Beg の相続人たち	11370	原本	
49	1782.6.26	売買	Shabestar 村の葡萄庭園の持分 10/14	9.285	Mohammad Solṭān の相続人たち	12498	原本	
50	1782.7.15	売買	Shabestar 村の葡萄庭園の持分 4/14	3.715	Hādije Begom Khānom	12498	原本	欄外書込より。
51	1782.10.28	売買	Kalegir 村の 1/4	10	Qeble 'Ali	11389	原本	
52	1783.5.7	貸賃借	Khosrowshān 村のベゴムのカナート		年 2 kharvar?	12487	原本、法的勧告、93 年契約	

財産の一部を示すに留まるはずである。このような問題点を勘案し、本節では52件の契約から得られた情報を用いて、ナジャフコリーの財産の全容・総額の解明を目的とするのではなく、獲得財産の特徴や物件の関係性からナジャフコリーの経済活動の性格を論じたい。

(経済活動の概要) 52件の契約を年代順に表にまとめた。契約の大半を占める売買契約は、規模の大小様々である。市内と市外で分けると、タブリーズ市内関連契約は5件のみに対し市外の農村部に関する契約は47件である。農村部の契約の中で、特に農地・農村取得は22件、庭園 *bāgh* は7件、水利権は14件、水利権と土地など複合的な契約は4件である。

まずタブリーズ市内に獲得した物件を概観すると、市内に2箇所土地を購入した他、最大規模のものは1174/1761年、Sharaf Nesā Khānom から贈与された物件で、Khiyābān 地区内の不動産(故 Rostam Khān の土地家屋及び庭園、バーザール、商業店舗)からなる。市の中心バーザール地区にある Bāzār-e Rāstvān¹¹⁾ に商業店舗を購入し、隣接する店舗もナジャフコリーが所有していた。また同地区にはナジャフコリーの旧サライ Khān-e qadīm-e Najafqoli Khān があり、この名前からナジャフコリーの所有物であったことは間違いあるまい。ナジャフコリーは Bāzār-e Rāstvān 周辺に一定の商業施設を蓄積したと推察される。

ナジャフコリーはタブリーズ支配の拠点として、政庁 Divānkhāne と私邸 haram khāne から構成されるナジャフコリーの「庭園と館 Bāgh-e 'emārat-e Najafqoli Khān」を保有した。実はこの「館」は新旧二つ存在し、「旧館」Bāgh-e 'emārat-e qadīm は Khiyābān 地区に、「新館」Bāgh-e 'emārat-e jadīd は城塞内にあった(現在同所にタブリーズ市庁舎が建つ)。新旧の「館」の存在は1780年の大地震と関連し、地震後、城塞を新築した際、その中に「新館」を建て新たな支配の拠点としたのであろう。支配の拠点を Khiyābān 地区と城塞内に保有したことから、両地区に積極的に財産集積を行ったことが推察される。

次に市外農村部の財産物件(=村)の地理分布と持分率を示す。(d. = ダーング dāng¹²⁾)
 タブリーズの西(アルヴァナク地方): Shabestar(6 d.), Sis(6 d.), Amīr Zakariyā(6 d.), Heris(6 d.), Bābā Hāmed(6 d.), Kūshk(3 d.), Nowjedeh(6 d.), Malek-zāde 枝村(3 d.), Begjān Khānom 枝村(3 d.), Qāzi 'Abd al-Laṭīfe 枝村(3 d.), Diz-ajān 枝村(3 d.), Asad Jalāḥ 枝村(3 d.)

タブリーズの南(マラーゲへの街道): Khosrowshāh(6 d.), Dehkhāreqān(播種量

↓ を持つ」財産を譲る旨が明記されている [Sotūde 1379: 417]。文書から判明するナジャフコリーの獲得した財産も後述するように一部、子孫に受け継がれた。

11) Bāzār-e Rāstvān は城塞内に存在し、四辺で他の商業空間と隣接し [Asnād: 296011291]、所謂大バーザール内にあるが、Rāstvān という名前を他の文献から確認出来ない。恐らく現在大バーザール内にある有名な Rāste Bāzār のことであろう。

12) イランでは財産所有権の持分率の単位にダーングを用いる。1ダーングは所有権の6分の1。

95.3 kharvār), Kalajāh(6 d.), Bāvil(6 d.), Dizaj-Yāmchī(4.7 kharvār)
 タブリーズ北西マランド周辺 (ホイへの街道) : Markid(6 d.), Kalavān 枝村(6 d.)
 タブリーズ東 (バドゥースターン地方) : Bilverdī(4.2 d. = 28 kharvār), Qaraqūnī(5
 d.), Ṭaraf(5/6 d.), Chehraq(3 d.), Shāhlū 枝村, Yengeje 枝村(5 d.)
 その他 : Kalashān(1 d.) (サルマース近く)

上記分布と表を見る限り、1170 年代の早い時期 / 1750 年代後半にタブリーズ近郊地域の西・南に拠点となる大規模な農村を獲得し (Shabestar, Khosrowshāh, Dehkhāreqān), その後も近郊に農村を集積した一方、少し遅れて東方バドゥースターン地方に農村を獲得したことが分かる。アルヴァナク地方での資産獲得に力を注ぎ、西方ホイ、南方マラーゲとの間を重視したことが窺える。獲得財産はアゼルバイジャン地方に限定され、知事権限の対象地域 (ナジャフコリーのタブリーズ知事職任命文書 [Nāder Mirzā : 216-18] にある徴税対象地域) 以外もあまり見られない。

所有権の割合ごとみると、全持分 shesh dāng を単独所有している農村が最も多く¹³⁾、11 件ある (1 件は枝村 mazra'e)。3 ダーング以下は 2 件しか見いだせないことも注目すべき特徴である。ナジャフコリーは、多くの場合、農村の所有権を半分以上独占することを意図していたと考えられる。また一度の契約により農村の全持分を購入することが多い。

(農村内の資産) 次に個々の農村内の資産集積状態を考察する。契約件数の多い Sis, Khosrowshāh の 2 村を取り上げる。ナジャフコリーは両村の全持分購入後も同地を対象として、水利権取得を中心とした財産集積を行った。Sis 村については、農村を購入した同年中、水利権を取得した。一方、Khosrowshāh 村については農村購入後時間をおいて水利権を求めている。表をみると、水利権は、農地・農村に比して小規模な取引を積み重ねて集積していることが読みとれる。また売り手も多様で、水利権は農地に比して権利関係が入り組んでいたことが分かる¹⁴⁾。農村全 6 ダーング取得は、多くの場合一度の契約で完了したが、例えば Sis 村を流れる川の水利権は、3 度契約を交わしながら、15 昼夜中 5.5 昼夜分のみを得た。また Khosrowshāh 村の Šāḥeb Divān のカナートについては 5 度の契約を経て全 22 昼夜中 7.75 昼夜分の水利権を得たに止まる。このように農村自体を取得するに比し多くの契約を積み重ねたのに、対象とする水利の全持分を取得しえなかったことにも着目したい。

一連の水利権取得の動機を検討する。アゼルバイジャン地方は基本的に天水可耕地域で、タブリーズは乾地農業が経営として成り立つ地域とされる [後藤 2002 : 19]。19 世紀初頭に

13) 20 世紀人口統計調査以前 (1335 sh / 1956-7), イランの農村のおよそ 23.4% が一村完全所有型 shesh dāngī (共同所有村落の割合は 52.7%) である [Šafinezhād 1375 : 10]。山口昭彦によれば、サファヴィー朝末期のクルディスタン地方の有力者アブドル・バーギー・ハーンも農村の単独所有を志向していたという [山口 2006 : 248]。

14) 19 世紀後半のタブリーズ市内のカナートも所有者が多数存在した [Nāder Mirzā : 55-57]。

イランを訪れた Kinneir によれば、同地方でも耕作は主として灌漑に依存して行われ [Kinneir: 158]、タブリーズ近郊平野の小川のそばにある土地では、その水を灌漑に利用して耕作が行われていたという [Kinneir: 151]。天水可耕地域で水資源は必須ではないが、収穫量増大に寄与する [岡崎 1988: 24]。天水可耕地域では地主の取分が少なく、非灌漑農業の場合、タブリーズ地方では地主の取分は $1/4$ に過ぎないが [ラムトン 1976: 316]、灌漑地の場合、(タブリーズ近郊の) ハシュトルードやメフラーンロードでは地主の取分は $1/3$, $1/4$, $1/5$ で、カナート灌漑地にはこのうち最高の料率が適応されるという [ラムトン 1976: 311]。ナジャフコリーは水利権を獲得し、それを農民に利用させることによって、生産増加と産物に対する取分拡大を図ったことは間違いあるまい¹⁵⁾。水利権の他、庭園や附随する農地の取得例も見られることから、複数の村において、村内の細分化された多様な資産を可能な限り集積し、独占的に自身の所有下に置こうと意図したことが看取される。

以上、文書史料に依拠してナジャフコリーの財産集積活動を検討した。ナジャフコリーはタブリーズ周辺全体に広く資産を保有し、特にタブリーズ西方アルヴァナク地方と市の南を重視したといえるだろう。西はホイ・オルミエに通じ、南はマラーゲを経てイラン高原中心部に通じる。当時、ホイを支配していたのはドンボリー族の嫡流の当主アフマド・ハーン Aḥmad Khān (ナジャフコリーの兄の子) であり、オルミエ地方はアゼルバイジャン地方の最大勢力アフシャール族の支配下に、マラーゲはモガッドム族の支配下にあった。ナジャフコリーは周辺の強敵に備えることを意図し、大規模な農村を確保した可能性を指摘したい。軍事活動に必要な物資供給を行う拠点の役割を大規模農村に期待し、積極的な保有を目指すことは、戦乱が多発した 18 世紀においては十分あり得よう¹⁶⁾。こうした点から財産の形成と獲得にナジャフコリーの地方支配者、知事としての側面を読みとれる。一方、農地の他、村内における諸資産を取得し、特に生産物の取分拡大につながる水利権の獲得を積極的に行い、農村の収益増大、自身の取分の拡大をはかったことから、土地所有者・農村経営者としての側面も同時に見いだすことが出来る。本節で扱いた情報は限定的ではあるが、ナジャフコリーの資産集積における 2 つの特徴を明らかにできたと考える。

3 ナジャフコリー・ハーン死後の相続について

ナジャフコリーの死亡年は 1199/1784-5 年 [Dārā: 285] と 1197/1782-3 年 [Danāb-ele: 51 b] の 2 説ある。入手できた最後のナジャフコリー関連文書は 1197. Jumādā 2. 4/

15) 後代の事例 (1247/1831 年) ではあるが、Sis 村で農民に水利を利用して耕作させ、収穫を折半する契約が結ばれた [Asnād: 296009903]。水利を提供するため、地主の取分が高い。

16) これまでイラン史研究で軍事行動とそれを支える経済的・社会的背景については十分議論されておらず、本稿の意見は仮説的な面が強いが、徴税以外の地方統治者と農村・農民との関係は今後解明すべき課題である。農村保有を商業交易路との関係から捉えようとする見方もある [山口 2006: 248]。

1783. 5. 7 付で、後継者ホダーダド・ハーン *Khodādād Khān* をタブリーズ知事 *hākem-e Tabriz* と紹介する最初の文書（オスマン朝の勅令）は、1198. *Jumādā 2* / 1784. 4-5 月付である [Asnād: 296011290]¹⁷⁾。故にナジャフコリーは 1197. *Jumādā 2* - 1198. *Jumādā 2* / 1783. 5 - 1784. 5 月の間に死去したと考えるのが妥当だろう。

（財産分割文書）ナジャフコリー死後、1199. *Şafar* / 1784. 12 月に財産分割文書 *Ṭūmār-e taqṣīm nāme-ye amlāk* が作成されたことが後代の訴訟関連の法的勅告 *ḥokm-e shar'ī* の中で証言されている [Asnād: 296011285]。残念ながら *Amīr Kabīriyān* 文書、*Zahrā Ḥasanī* 文書には含まれず、入手できなかった。分割文書 *taqṣīm nāme* は被相続人の遺産分割に際し作成される契約文書である [Rezā'i 2008: 101]。出版されている 19 世紀前半に属する分割文書 2 点 *Sotūde* 1380: 188-200; *Ṭabāṭabā'i* 1376: 72-74（前者は正確には遺産分割の合意文書 *moşāleḥe nāme*）を許に、財産分割文書の概要を示してみよう（後者はナジャフコリーの末子 'Abd al-Razzāq の財産分割文書）。

1. ウラマーにより作成されるシャリーア文書で、2. 被相続人の死後、契約締結まで共有 *moshā' va moshtarak* であった遺産をイスラーム相続法に従い、相続人の協議の上で分割する。3. 協議の結果複数の相続人により共有され続ける物件も存在し、4. 実際の契約に参加した人数分作成される。

財産分割文書を作成したことは、ナジャフコリー死後、相続人たちが遺産を共同相続のまま持分を設定して保有する [三浦 2004: 116] のでなく¹⁸⁾、分割したことを意味する。上記概要を参考にすると、ナジャフコリーの遺産は、相続人の間で分割され、財産分割文書の正本は複数通作成され、相続人はそれを所持したはずである（契約参加者が正本を入手し、後に謄本を作成し、全ての相続人が文書を保持し、後に相続人が受け継いだと考えられる）。

（相続人）まずナジャフコリーの相続人について考えたい。子女の数に関し、1780 年の地震で死去した長子 *Faẓl 'Alī Beg* を含め、6 人の息子と 1 人の娘 [*Danābele*: 51 b]、または 5 人の息子 [*Donbolī*: 160-61] と、叙述史料の間で一致しない。相続時に配偶者が存在した可能性も否定できない。ここで *Werner* が紹介するゴレスターン宮殿付属博物館蔵のナジャフコリーの相続人による売買文書 (1231-32/ 1816-17 年にかけて *アッバース・ミールザー* に「ナジャフコリーの新館」を売却) [*Werner* 2000: 87] を取り上げる¹⁹⁾。*Werner* はドンボリー族から *アッバース・ミールザー* へ市の支配権が移った象徴的な出来事として政

17) この勅令を紹介し、ペルシャ語訳部分を翻字した *Şafīpūr* 1385 は、筆者の知る限り、*Amīr Kabīriyān* 文書に含まれるナジャフコリー一族関係文書を用いた唯一の研究である。

18) ナジャフコリーへの物件の売り手を見ると、相続人たちが遺産を分割せず、共同相続のまま保有し続けた例も認められる [Asnād: 296012520; 296012321]。

19) 2008 年 10 月、著者が同博物館を訪れた際、整理・番号変更に伴い、関係文書は利用不可能だった。

治史的文脈からこの売買取引を考察するのみでナジャフコリーの相続には言及しない。7件の売買契約（基本的に相続人ごとに締結された）から、相続人たる息子5人と娘3人が確認できる。配偶者の存在は認められないが、卑属相続人については叙述史料より網羅的である。一連の文書が伝える各相続人の当該物件の持分を示そう（全体は播種量114 manの土地）。

- ・ホダーダード（ホダーダードの死後なので、夫人の30 man及び子供ファトファリー・ベグ Fath 'Alī Beg と姉妹の相続分12 man 37 sir を合計）：播種量42 man 37 sirの土地（以下同様）
- ・Moḥammadqolī Beg /Jahāngīr Khān / 'Abd al-Razzāq Beg/ Ebrāhīm Khān：各12 man 37 sir
- ・Ḥūrī Nesā Khānom/ Sharaf Nesā Khānom/ Shāh Sharaf Khānom：各6 man 18 sir

ホダーダードを別とすれば、娘の取分が息子の半分という相続の原則は守られ、分割文書が厳密に遺産を分割した可能性を示す。ホダーダードの持分が男性兄弟の3倍以上で全体の37%に上ることは注目に値する。その理由として、生前の贈与、遺贈、遺産全体の中で調整、という3通りの仮説が想定される。私見では、遺贈により、他の相続人を上回る持分を得たと考える。

末子 'Abd al-Razzāq によれば、ホダーダードは、Faḏl 'Alī が大地震で死去した後、長子 asann-e owlād であった [Tajrebat 2 : 249-50]。Coulson によればシア派の相続で、長子相続権について一定の認識が存在し、被相続人の個人的遺品は、通常の相続の原則を越えて長子に相続される [Coulson 1971 : 114]。ナジャフコリーのタブリーズ支配の拠点たる「新館」の持分を他の男子相続人の3倍以上相続したことから、ホダーダードが後継者として重要な立場を保持したことは十分理解できる。見方を変えれば、こうした立場を持ちながらも、同物件を完全にどこか半分以上相続することさえ出来なかったともいえる。

（相続の形態）次に相続の形態について考えてみたい。ナジャフコリーの「新館」は8人の相続人が共有する共同相続財産であり、それぞれ「共有の持分 ḥeṣṣe o rasad-e be-l-eshā'e」を保有した。少なくとも8人は存在する相続人がそれぞれ遺産を相続するため、分割後も共有財産が存在するのも驚くことではなく、また市内で最も重要な物件であったはずの「新館」について各相続人の要求が強かったことは当然であろう。

一方、上記の1271/1855年の法的勧告では「Amir Zakariyā 村は分割文書において、（ナジャフコリーの子）Jahāngīr とホダーダードの間で折半と定められた be-l-monāṣefe qarār dāde shod」という。この農村物件は多数の相続人による共有ではなく、半分ずつ相続されたのである。同様に、Yengeje 枝村や Sis 村もホダーダードと Jahāngīr の間で折半されたようである²⁰⁾。二人で折半されたため、各自村の50%を保有し、持分率が高く、ナ

20) 叔父 Jahāngīr が、Yengeje 枝村の半分を甥ファトファリー（半分保有）に贈与した [Asnād : 7

ジャフコリーの「館」が8人の相続人に共同相続されたことと比べるとその違いは大きい。

土地が共有される場合、土地管理の大きな変更には全共有者の同意を必要とするため、一人の地主が所有している場合に比べより困難であるという [ラムトン 1976: 270]。個々の相続人にとり、共有は個人の処分権を制限し、時には不都合が生じることもありえた。ナジャフコリーの「館」の取引でも完全に売却されるまで時間がかかり、また契約自体に不本意で不利な契約を結ばされた者もいたと推測されている [Werner 2000: 88]。相続人が特定の財産に対して可能な限り単独での所有を望むのも当然である。前節で考察したように、ナジャフコリーの財産中、農村物件は市内の物件に比して多かったと推察される。故に遺産の中で農村物件には選択の余地が多く、個々の相続人の持分率が高くなるように分割されたと考えることができる。

以上、限られた史料を用いてナジャフコリーの遺産相続について明らかにしたことを要約する。相続慣行には全遺産の共有と分割が存在するが、ナジャフコリー死後、財産分割文書が作成され相続人らは遺産を分割した。相続人は最低8人存在し、長子ホダーダードが、タブリーズ知事職の継承だけでなく、遺産相続の面からも嫡子として優遇された可能性が高いが、それでも彼の遺産における持分は圧倒的なものではなく、各相続人は相当の持分を得ていた。つまり相続の結果、ナジャフコリーの財産が細分化されたことは確かである。付言すると、最も重要な遺産ナジャフコリーの館は相続人全て又は大多数により共同相続された一方、遺産の多くを占めた農村は単独又は少人数で相続される傾向にあった。

II カージャール朝の成立とドンボリー家

1 混迷するアゼルバイジャンにおけるホダーダード・ハーン

1783-84年の父ナジャフコリーの死後、タブリーズ知事職を継ぎ、1205/1791年に没するまで同地を支配したホダーダードは、「若く高慢なベグラルベギ」と評される [Nāder Mirzā: 220]。彼はザンド朝の人質政策によりシーラーズに滞在していたが、1780年の大地震で兄 Fażl 'Alī Beg が死去したため、公式にナジャフコリーの長子 arshad すなわち後継者と認められ、時のザンド朝君主 'Alī Morād Khān の許可を得て、タブリーズへ下向した。

Karīm Khān の死 (1193/1779年) に端を發した内乱はアゼルバイジャンにも波及した。知事となったホダーダードは、ホイのアフマド・ハーンなど周辺勢力と積極的に抗争したという [Danābele: 51 b]。当時のアゼルバイジャンは、諸侯間の対立に加え、イラン高原の覇権闘争の影響、さらにはグルジアとの緊張関係やオスマン朝の介入など、複雑な状況に置か

↙ 296010335]。表を見れば、ナジャフコリーは Yengeje の最低 5 d. を保有したことは明らかである。こうした状況証拠より、相続に際して Jahāngīr とホダーダードの間で折半されたと考えられる。Sis 村も、二人の間で分割されたことが文書から窺える [Asnād: 296011323]。

れていた。こうした中、対立するホイのアフマド・ハーンの煽動により、ホダーダードは弟 Jahāngīr Khān と反目し [Danābele: 52 a], 1205/1791 年にはその不和につけ込んで蜂起した Šādeq Khān Shaqāqī との戦いで敗死した。弟たちがこの戦いで Šādeq Khān に与したことがホダーダード敗死の原因となったという [Danābele: 91 b; Donboli: 161]。この後、1214/1799 のカージャール朝による遠征までの短い期間、Šādeq Khān, 彼に続きホイのアフマド・ハーン (1200/1786 年没) の子 Ḥoseynqoli Khān Donboli がタブリーズを支配した。混迷のタブリーズを取り巻く状況はカージャール朝の支配により安定へ向かったが、ナジャフコリー一族の政治的影響力は大きく低下し、独立支配勢力としての役割は終了した²¹⁾。

(経済活動) 残念ながら、早世したホダーダード関係の契約文書は非常に少なく、彼の経済活動について断片的にしか分からない。確認できた契約 9 件から概要を列挙したい。

- 1 : シーラーズ滞在中 1190/1776, 1193/1779, タブリーズ近郊マランドの村落を購入。[Asnād: 296011389, 296010159]。後者は特に大規模な農村購入。
- 2 : 枝村 Sefid Derakht を二度に亘って購入し、6 ダーングを獲得。[Asnād: 296010334]
- 3 : Khosrowshāh 村の水利権, Shabestar 村の水利権や付属する土地, 物件を取得。[Asnād: 296011158, 296011272]
- 4 : Pir Būdāq Khān のサライ qeysariye (Bāzār-e Rāstvān に隣接) と貨幣打刻工房を購入。[Asnād: 296011291]

2 から、村落の一括所有を目指していたことがわかる。3 から、Khosrowshāh, Shabestar の農村内における財産の集積を図ったと考えられる。4 から Bāzār-e Rāstvān にあったナジャフコリーの資産の一部を継承し、それを許に財産形成を試みた可能性が窺える。1 のうち、マランド近郊の大規模な村落購入は 1300 トマンを越す取引である。この契約はホダーダードのシーラーズ滞在期に締結されたことから、父ナジャフコリーの意向によると思われるべきだろう。この取引以前にもマランド近郊でホダーダードは農村を取得している。1780 年の大地震以前の後継者は長子 Fażl 'Alī Beg である。ナジャフコリーとしては将来、Fażl 'Alī にタブリーズを任せる一方で、西方ホイへの抑えとして、マランド近郊をホダーダードに委ねようとしたと推察される。先述のようにナジャフコリーの大規模な農村取得には、軍事的側面も持つ拠点形成という点からも理解され、西北地方での農村取得はタブリーズ地方支配を補完する観点から行われたと考えたい。知事就任以前にマランド方面の拠点を確保していたことが、ナジャフコリー死後、ホダーダードがホイのアフマド・ハーンに対し軍事行動を起こす一つの要因になったと説明することもできよう。

以上、乏しい情報ながら、ホダーダードの財産集積は、ナジャフコリーのタブリーズ支配者としての側面と土地経営者としての側面二つを受け継いでいると言えそうである。

21) こうした展開をうけ Werner 2000 や Riyāḥi 1378 はこれ以後を研究対象としない。

2 ファトファアリー・ベグとカージャール朝政権

1791年にホダーダードが敗死したのち、ナジャフコリー一族のタブリーズ支配は終了し、以後彼らは独立政治権力志向を放棄した。カージャール朝支配に従ったファトファアリーは終生ハーンの称号をもたず、王朝年代記に記録されるような目立った活動はない。この状況を率直に描写している *Nāder Mirzā* 中のファトファアリーの伝記記述を引用しよう。

このお方はカッパに行った。ヴァキールの称号 *laqab-e vekālat* を有していた。このハーン裔 *khān-zāde* は威厳があり、信頼ある人物で、自利心の強い人だった。ドンボリー族の有力者の事績が終結し、*Ḥoseyn (=Ḥoseynqoli) Khān, Ja'farqoli Khān* が死去し、[他の者が] 離散した後、アルヴァナク地方に数村を有し、それで満足していた。カージャール朝の軍司令官たちに非常に尊敬されていた。[*Nāder Mirzā*: 225]

ファトファアリーはアゼルバイジャンの総ヴァキール *vakīl al-re'āyā-ye koll-e Āzarbāyjan*²²⁾ としてカージャール朝支配に奉仕した。1229. *Ramažān/1814*. 8-9 月付の任命文書によれば、同地方の徴税を統括する重要な任務を下されていた [Asnād: 296011348]。先行研究によれば、ヴァキール職は父子間で継承される傾向にあり [Perry 1978: 209]、タブリーズでも 18 世紀の中頃以降、19 世紀まで特定の名家出身者に世襲され、ファトファアリーの就任は例外的な事例のように思われる。興味深いことに任命の理由にベグルルベグの子孫 *beglar-begī-zāde* たることが挙げられている。祖父、父と二代にわたりタブリーズの支配者であったことから所謂「名門」と見なされた。加えて彼の妻はアゼルバイジャンのヴァキール、*Mirzā Moḥammad Ebrāhim* の娘であることも影響したはずである。つまり、ファトファアリーは自身の血統および婚家の家職という二つの要因が重なりヴァキールに任命されたと考えられる。ファトファアリーは在地の有力家系と婚姻を通して結びつき、ヴァキールとなりタブリーズに着実に根を下ろすことで、軍事を持つ政治勢力から非軍事的在地有力者に変容したのである。

(遺産を巡る問題) 次にホダーダードの遺産をめぐる問題を論じる。ホダーダードの遺産と相続について分かることは僅かであるが、3名の相続人が確認できる。ファトファアリーと彼の姉妹 *Mehr Nesā Khānom*、ホダーダード夫人 *Eṣmat Nesā Khānom* である。前章で紹介したようにホダーダード夫人が保有した「新館」の持分は非常に多い。もしこの比率が他の財産にも適応されるなら、夫人の相続分は莫大なものとなる²³⁾。

22) 地方官としてのヴァキールについて Perry 1978; Werner 1999 参照。2種類存在するというタブリーズのヴァキールについて、詳しくは Werner 2000: 177-82 参照。

23) 女性配偶者の相続分は、子供がいる場合シーア派法の規定でも 1/8 で [Coulson 1971: 113; *Sharāye'*: 1474]、不動産は相続しないとされるが、実際は行われる [Coulson 1971: 113-14]。本稿の事例で夫人の相続分が多かった理由を、著者は、生前の贈与陳述が死後認められたためと考えている。

ファトファリー関連の文書に、贈与、法的勧告、合意契約による所有権の確定や移転を示すものが見られる。こうした契約から、相続財産をめぐる様々な人々との熾烈な争いが看取されよう。1206/1792年の贈与契約 [Asnād: 296011193] の背景には、亡夫の遺産を叔父 'Abd al-Razzāq が占有し転売した事件があり、数十年に亘る紛争となった。1215/1801年には、法的勧告による合意で Bilverdi 村の所有権を不利な形で確定した [Asnād: 296011318]。1236/1820-1年の合意文書では不法に占拠されていた物件の返却と賠償の契約を取り交わした [Asnād: 296011267]。この他にも、祖父ナジャフコリーから父を経て相続した Ghiyāth Beg のカナート（在 Shabestar 村）の水利権 1 昼夜分を巡り、1228/1813年に争っていた [Asnād: 296010869]。これらの事情を見れば、父ホダーグードの急死により、相続人ファトファリーらの財産が侵害されたことは間違いない。一連の財産をめぐる事件は、カージャール朝成立前後の混乱期、被相続人の急死に際して遺産が侵害されやすく、確実に相続することの難しさを浮き彫りにしているのである。

Ⅲ ファトファリー・ベグの財産とその相続について

—— 贈与文書と財産分割文書から ——

1 ファトファリー・ベグの財産

ファトファリー・ベグは 1238-39/1822-24 年頃に死去した。彼には二人の息子がおり、祖父と父にちなんで、長子はナジャフコリー、通称ボユク Boyūk, 次子はホダーグード、通称クーチェック Kūček と名づけられた。ファトファリーは生前どれだけの財産を保持したのだろうか。ファトファリーのボユクへの贈与文書と死後息子二人の間で共有財産 amlāk-e moshtarake（実は遺産）の利用を取り決めた合意文書が伝世する。一連の文書から動産を除くファトファリーの財産を概ね導き出すことが可能となろう。関連文書 4 通を紹介する。

- 1) 1222/1807 年付贈与文書 hebe nāme（原本） [Asnād: 296012544]：ファトファリーがボユクに贈与。
- 2) 日付なし陳述文書 eqrār nāme（原本） [Asnād: 296012477]：故ファトファリーによるボユクへの贈与を陳述。死後でかつ 1246/1830 年以前に作成された。
- 3) 1249/1834 年付合意文書 mošāleḥe nāme（謄本） [Asnād: 296011292]：ボユクとクーチェックの間での共有財産の利用（賃貸借）に関する合意。
- 4) 1253/1837 年付の合意文書（謄本） [Asnād: 296010919]：共有財産分割に関する合意。

各文書に挙げられた財産物件には若干の不一致はあるが、以下の対応関係にある。

文書 1 + 2 のボユクへの贈与財産 = 文書 3 で承認されたボユクへの贈与財産
 文書 3 の共有財産 = 文書 4 で記された共有財産

文書 3 は既に被相続人の死後 10 年ほど経た契約であるため、「遺産」ではなく共有財産と記される²⁴⁾。

ファトファリーの死亡直後の相続関連契約文書は発見できなかったため²⁵⁾、不完全な点もあるが、生前贈与と遺産相続が組み合わさり、彼の財産は時間をかけて子息に移ったことが分かる。文書 2 によれば、生前に贈与を陳述していたとされるものの、契約文書を取りかわっていたわけではないため、贈与対象物件の管理はファトファリーによっていたとみなすべきである。また文書 1 の贈与財産についても、贈与契約と同時に 15 年の賃貸借契約を結び、ファトファリーが実際の管理を掌握したため [Asnād: 296010273]、彼の財産を論じる際には、生前の贈与財産と遺産の両方を一体のものとして論じる必要がある。

ファトファリーの財産を最も網羅的に示すのは文書 3 (1249. Zū hijja 17/ 1834. 4. 27 付の合意文書) である。この文書はボユクへの生前贈与分と共有財産 (遺産) 両方を列挙する。文書 3 を中心に、名称確定や欠落した物件を採取するため他の相続関係文書も参照しつつファトファリーが保有した財産の全容を示す。物件を市内と農村に分け、地理的に区分した。文書 3 以外の文書から採取した物件は括弧を付した。次節で相続過程を検討することを念頭に置き、ボユクに贈与された物件は下線を引いた。一部判読困難な物件や場所が比定できない物件もあったが、財産の大部分 (動産を除く) は明らかとなろう。

(ファトファリーの財産の分布) (売却済み: 文書 3 = 1249/ 1834 年時点)

・市内物件 13 件 (店舗群は文書の記述に従い、各地区でまとめて一つとした)

Khiyābān 地区 (市の東南): ハンマーム, ハーンの氷室 2/3, 同氷室 1/3, ナジャフコリーの旧館 1/3 [売却済み]

Darb-e sard 地区 (市の西側): ハンマーム 1/3, 同ハンマーム 2/3, パン屋, パン屋に隣接する店舗 4 軒

城塞の中 (Chahār menār): ファトファリーの新サライ Khān-e jadīd-e Faṭḥ ‘Alī Beg 1/3, 同サライ 2/3, Sheykh Kāẓem のサライ 半分, Bāzār-e jadīd に所有する店舗 全 13 軒 [新サライの裏], ナジャフコリーの旧サライ Khān-e qadīm-e Najafqolī 3/

24) ファトファリーの相続人二人の共有財産を遺産と判断する理由は、第一に共有財産中の物件にファトファリーが取得した物件 (一部前章で紹介) が見受けられること、第二に、文書 4 中の書込にファトファリーの姉妹と息子二人の母が権利移転を証言したことである。ファトファリーの姉妹は父以来の共同相続財産の権利を放棄し、妻も相続権を放棄した。配偶者と姉妹が権利を有したことは、この共有財産がファトファリーの遺産であり、二人が別に遺産から相続分を取得していないことを示す。もしファトファリーの死後、遺産相続したなら、請求権は発生せず権利移転の必要もない。相続権は権利移転契約を結ばない限り、時間を経ても保持され続けたのである。

25) Amīr Zakariyā 村訴訟関係 1271/ 1855 年付の法的勧告 [Asnād: 296012505] の中で、関係文書が証拠として提示されたが、1784 年 (ナジャフコリーの財産分割文書) と 1834 年 (文書 3) の間に属する文書の記録はない。つまりファトファリーの死後、遺産関連文書が作成されたとしても、1855 年時点で一族でさえ保持しなかった。

10 [売却済み], Meydān-e Haft Kachalān にある店舗全て [店舗数不詳]

Nowbar 地区 (市の西南): 庭園

市内場所特定できず: アーケードの前の土地 arāzi-ye pīsh-e ṭāq?

- ・農村部物件 44 件 (文書 3 等の記述に従い, 同一物件でも贈与分と共有財産で分けた)

アルヴァナク: Amīr Zakariyā 6 d., 同村の Chenār のカナート 全部, Sis 3 d. と 1 昼夜分を除く川の水利権, Sis 川の水利権 1 昼夜, Shendābad? 枝村 半分とカナート 全部, Zināb 枝村 3 d., Malekzāde 枝村, 同村の庭園, Beygjān Khānom 枝村, Gholāmlū 枝村 6 d., 'Alī Beglū 村の庭園, Kondor 6 d., (同村の水利権 [売却済み]), (Qāzi 'Abd al-Latīfe 枝村とカナート 6 d.), Shabestar の染色工房 ṣabbāgh khāne, 同村の店舗 25 軒

バドゥースターン: Bīlverdi 3.25 d., Jiqa 3 d., 'Abd al-Jabbār 6 d., Bādarke 枝村 6 d., Yengeje 枝村 6 d., (Shahsavārlū 3 d.)

タブリーズ南: Eṣfanjān, Alqālāndīs 3 d., 同村 3 d., 同村の庭園, Sardrūd の庭園 全部 + 水 1 昼夜分, Bādām-yār, Qarā Molk Fakhr al-Dīn Aḥmad 枝村 2 d., Gavkān 1 d., Dizaj Rūd 地方の財産全て, (Gamchī), Qezel Dizaj [売却済み]

タブリーズ北: Amand 3.5 d., 同村の庭園, (Ferūraq 2 d.)

場所不明: Nāmrrar?? 2 d., 同村の庭園, Yūsuf の庭園 半分, 'Aliqoli の庭園 半分, (Dizaj Gholām 'Alī 4 d.), (Āq Dizaj 2/3)

財産の概要を述べると, 都市物件が 13 件 (分かる範囲で店舗数も加算すると計 28 件), 農村部は 44 件であり, ナジャフコリーの例と同様, 農村部物件の方が多いようである。

(タブリーズ市内の財産) まず, タブリーズ市内の物件の特徴と全体の傾向を検討したい。

分布: 市の中心城塞内のバーザール地区と Khiyābān 地区が多い。この両地区はナジャフコリーが資産を集積していた可能性を指摘した地区である。

様態: ナジャフコリーの旧館や旧サライの持分は半分以下である。一方, ファトファリーの新サライと隣接する店舗および Darb-e sard 地区の物件は単独所有である。持分の少ない共有を好まず, 売却または買い増して新たな財産形成をおこなったのであろう。

相続財産と後得財産: ナジャフコリー・ホダーダードによる市内物件の取得情報は僅かで, ファトファリーが保有した市内物件と相続との関係を推し量ることは困難だが²⁶⁾, 可能な限り, 各街区におけるファトファリーの財産集積の実態を相続との関係も考慮して論じたい。

- ・Darb-e sard 地区: 城塞の西にあるこの街区に若干の商業物件を保有した。ナジャフコリーらが財産を保有した形跡はなく, ファトファリーによる独自の財産集積の可能性は高い。

26) 1188. Zū hijja 15/ 1775. 2. 16 付のナジャフコリーによる Khiyābān 地区の水室 1/3 の売買契約 [Asnād: 29610932] はファトファリーと遺産との関係を窺わせる数少ない事例である。

・Khiyābān 地区：故ナジャフコリーの拠点 Khiyābān 地区には、「旧館」とハンマーム、ハーンの氷室がある。ハンマームと氷室は「旧館」と隣接し、特に氷室は「ハーン」という名を冠しナジャフコリーとの関係を示す。これらがナジャフコリーに由来することは間違いない。ファトファリーの獲得の契機が相続か、購入か決定的な証拠はないが、いずれにせよ、祖父由来の財産をファトファリーが獲得し、意識的に保持したことは、Khiyābān 地区における彼の財産集積の志向、つまり「祖父ナジャフコリーの重視」を示唆する。

・城塞内：城塞内の大半は Chahār menār 地区に属し、大バーザールやアッバース・ミールザーの政庁（元々ナジャフコリーの「新館」）があり、タブリーズ市の政治と経済の中心であった。この地区の「新館」の売却は 1 章で論じたが、一族が市の支配権を失って 25 年以上を経た後の売却は、権力移転を象徴する政治的事件と解釈する [Werner 2000: 87] より、没落した一族が重要な物件を長く保持することが困難であった点こそ注目したい。一族の政治的盛衰と重要な物件の保持はある程度関連していたと考えるべきだろう。

城塞内、大バーザール地区にあった Bāzār-e Rāstvān にナジャフコリー＝ホダーグード父子が、ある程度資産を蓄積していたことは 1、2 章で述べた。ファトファリー関連文書では、姉妹による旧サライの持分譲渡の他、この付近での売買等は見られない。また相続関連文書 4 通を見る限り、ファトファリーは旧サライの持分 3/10 を保有するのみである。一方ファトファリーはバーザール内にファトファリーの新サライと Sheykh Kāẓem のサライ半分を所有した。1297/1880 年のタブリーズ市地図によれば Sheykh Kāẓem のサライと新サライは互いに隣接する（この二つのサライは現在も有名）。所有する店舗 13 軒も新サライの裏手に位置することから、両サライの周辺に資産を集積したことが判明する。文書 1 は新サライがファトファリーによって修復されたことを明記し、彼の積極的な関与を示唆する。ファトファリーは新サライを中心に新たに大バーザール地区で資産を形成したのである。

一連の情報から、城塞内において、ファトファリーが祖父・父に由来する財産を基礎とせず、新たな財産群を形成したことは間違いない。約 40 年を隔てて、ナジャフコリーの財産とファトファリーの財産は、城塞内では別のものだった。この点で Khiyābān 地区とは異なる。変化の要因として、城塞内が市内でも特に重要で物件の価値も高いため流動性に富む上、支配権力の要請もある、という外的な要因と、相続人の要求も強く、ナジャフコリー死後の遺産分割で細分化されたという一族の内的要因の両方に起因するだろう。市の中心である故流動性の高い城塞内では、絶えず新たな財産形成が不可欠だったのである。

（農村部の財産）次に農村部物件の傾向を検討する。数の上では市内物件を上回る。

地理的分布：主にタブリーズ周辺 3 地方（アルヴァナク、バドゥースターン、タブリーズの南）に分布する。祖父ナジャフコリーの経済活動に比して範囲は縮小したことは間違いないが、南方とアヴァナク地方に財産を多く保有し、2 地域を重視する姿勢は受け継がれたと

考えられる。むろん、特定の地域に財産を集中させた方が農村経営も効率的である²⁷⁾。

農村の数と規模：所有した農村数と持分率は、完全所有6村(+枝村6)、3ダーング以上7村(+枝村2)、3ダーング未満4村、不明3村となる。これに加えて庭園7件、水利6件(内5つがアルヴァナク地方)を所有していた。相続により取得した農村(下参照)、購入した農村両方とも全体的に小規模な物件が多いことに気付く(購入額から推定)。つまり、ファトフアリーが所有する農村財産の多くは小規模な農村であった。特に枝村が多く、完全所有する物件では、村と枝村は6件で同数である。ナジャフコリーが購入した Shabestar, Khosrowshāh のような大規模な村を単独で保有した形跡はない。比較的規模の大きな Eşfanjān 村は、マラーゲへの街道から外れ、地理的に重要な位置にはない。

農村の様態：6ダーング以上保有する農村の割合が、ナジャフコリーに比して若干低いことに気付く。ただし、3ダーング以下の保有は少なく、農村の所有権の半分以上は維持している。アルヴァナク地方では枝村が多いが、持分率が高く、積極的な水利権の確保がみられる。水利の利用は生産の増大と水利権者の取分の拡大をもたらす。ファトフアリーはアルヴァナク地方からの収益を期待し、同地域を資産の中核と位置づけたと推察される。

相続との関係：ナジャフコリーから伝来したと考えられる農村が7村ある。アルヴァナク地方の Sis 村, Amīr Zakariyā 村, Malekzāde 枝村, Beygjān Khānom 枝村, Qāzi 'Abd al-Laṭīfe 枝村と、バドゥースターン地方の Bilverdī 村, Yengeje 枝村であり、この2地方に集中する。Sis 村, Amīr Zakariyā 村, Yengeje 枝村の3村いずれも半分は叔父 Jahāngīr が所有していた。また Bilverdī 村については相続した所有権をめぐる訴訟が知られ [Asnād: 296011318], 故ホダーグドから相続した農村であることを示す。また Malekzāde, Beygjān Khānom, Qāzi 'Abd al-Laṭīfe の3枝村を含むナジャフコリー購入の売買文書 [Asnād: 296012520] が存在する。

祖父ナジャフコリーから継承したと見られる物件には3ダーング(半分)以上所有する物件が多く、1章で提示した「農村物件は比較的少人数で分割・相続された」という仮説が適応できる。特に小規模な農村(購入価格から類推)の場合、少人数で相続された可能性は高い。一方大規模な Shabestar 村について、村自体はファトフアリーの財産に残らなかったようであるが、多くの商業物件を保有し同村への経済的な影響力を持ち続けた。

ファトフアリーがタブリーズ南部に農村を多数保有したことは指摘したが、これらに相続との関係は認められない。売買文書からも市の南での積極的な財産集積を抽出できる [Asnād: 296011316; 296012530; 296011273]。祖父ナジャフコリーに倣いタブリーズ南部の農村資産集積を重視したものの、保有した財産の大半は後得財産が占めていたのである。

(小括) ファトフアリーの財産集積について概括しておこう。まず市内物件については、

27) 例えば地境・水利権紛争を防げる。実際 Amīr Zakariyā 村と Sis 村は同一河川を灌漑に用いた。

比較的持分率は高いものの件数は多くなく、例えば、完全所有するサライは一件のみであった。Darb-e sard 地区ではファトファリーの代で新たな財産集積が認められる。他方、ナジャフコリー以来、財産を集積した地区では、地区ごとに傾向が異なり、Khyābān 地区では、ナジャフコリーに由来する物件を保持し続けたが、城塞内地区では新しい財産形成を行ったことが確認できた。農村部の財産では、大規模な農村の保有は少なく、枝村の占める割合が高い上、6 ダーング未満の所有も多く、土地所有の規模と質がナジャフコリー時代と比較して縮小した。地理的傾向として、引き続き、タブリーズ西部アルヴァナク地方と南部を重視する一方、ホダーダード期まで重要な拠点だったマランド近郊から撤退した。ファトファリーはナジャフコリーの財産集積傾向の一部のみを受け継いだのである。アルヴァナク地方では、ナジャフコリーに由来する物件が比較的多く確認され、また水利権も多く保持したことから、資産の中心であることが窺える。もう一つの拠点、タブリーズ南部に保有した財産のほとんどは相続によらない後得財産であった。

以上の点から、父ホダーダード死後、退潮した一族を担ったファトファリーは、財産の点から見ても、祖父や父のようなタブリーズと周辺地方を支配する地方支配者的特徴を失い、在地の土地所有者・経営者の側面のみを保持したといえる。政治的・社会的影響力と財産状況は連動し、当時のファトファリーの政治的社会的立場は、相続財産と後得財産が入り交じった比較的小規模な物件からなる財産の在り方にも反映されているのである。

2 ファトファリー・ベグの財産の相続過程と分割

本節では前節で列挙した4点の相続関係文書の本文内容および書込 *sejellāt* を分析し、相続の過程、共有財産（遺産）分割の背景、生前に贈与された財産の特徴、財産をめぐる兄弟間の交渉過程を論じる。財産相続が一族にいかなる意味を持つのかを考えたい。

（各文書の概要）4点の文書本文と重要な書込の概要および財産の処理過程を示す。

1. 1222. Šafar 8 / 1807. 4. 17 付の贈与文書（原本）[Asnād : 296012517]

（内容）ファトファリーが6物件（タブリーズ市内の不動産物件）²⁸⁾を息子ボユクに贈与。

（書込）1246. Rajab 6 / 1830. 12. 21, 1249. Zū hijja 17 / 1834. 4. 27 : クーチェックが内容を証言

2. 日付なし陳述文書（原本）[Asnād : 296012477]; (謄本) [Asnād : 296011337]

（内容）故ファトファリーがボユクに贈与したことを陳述。贈与物件全21件を列挙²⁹⁾。

（書込）1246. Rajab 6 / 1830. 12. 21 : クーチェックが内容を証言・承認。

1249. Zū hijja 17 / 1834. 4. 27 : クーチェックが内容を証言し、ボユクは贈与物件 'Abd al-

28) 祖父ナジャフコリーに由来する物件（ナジャフコリーの旧サライ、旧館など）を含む。

29) 文書2に記される贈与物件は、ボユクが父の生前に得た財産の大半で、農村物件が多い。また大半がファトファリーによる購入物件 *ebtiyā'i* と明記される。

Jabbār 村の持分の半分 *neṣf-e be-l-eshā'e* を、彼に移転する。

(注意点) 文書自体は死後作成されており、生前の贈与の陳述を死後書面にした。

3. 1249. Zū hijja 17/ 1834. 4. 27 付の合意文書 (謄本) [Asnād: 296011292]

(内容) 3年前に結んだ賃貸借契約を改め、新たな賃貸借契約締結に合意³⁰⁾。ボユクへの贈与物件 (文書 1 + 2 の贈与物件とほぼ一致) と、本契約締結以前に売却された財産への権利を放棄し、以後請求をしないことを約束 (= 文書 1, 2 の内容を再確認)。

(書込) 文書締結時 (1834. 4. 27): 贈与物件がボユクに属することをクーチェックが証言。

1252. Rajab/ 1836. 10 - 11: アルヴァナク地方の Khāmene 村の 'Ali Ashraf Ṭasūji (文書 2 の契約を締結した法学者) 邸でクーチェックが契約の不履行を催告。

(注目点) クーチェックが訴人 *modda'i* として契約を主導し、彼による賃貸借契約と贈与物件の承認が中心。文書 2 の書込通り 'Abd al-Jabbār 村は共有財産に組み込まれる。

本契約締結の 3 年半前 (1246/ 1830 年) に共有財産利用に関する契約を結んでいた。

4. 1253. Ṣafar 9 / 1837. 5. 15 付の合意文書 (分割文書)³¹⁾ (謄本) [Asnād: 296010919]

(内容) 文書中に記されたボユクとクーチェックの共有財産を分割。共同財産分割の理由として共有の弊害を指摘。ボユクはクーチェックに差額 200 トマンを支払う。

(書込) [1253.] Ṣafar 21/ 1837. 5. 27: 故ホダーダードの娘 (叔母) が上記の補足内容を承認。

日付なし: ボユクとクーチェックの母が内容に満足し、承認。

日付なし: ホダーダードの娘 (叔母) が内容を承認し、自身の権利・持分を移転 *vā gozār*。

(注目点) ファトファアリーと配偶者の承認を要したため、共有財産は遺産 (注 24 参照)

このようにファトファアリーの死を境に前後、各 15 - 16 年をかけて贈与と遺産分割が完了した。死後の遺産処理は最低 3 回の契約を経たようである。通常の遺産処理過程として、葬儀費用と借金が清算され、遺言があれば遺産の 1/3 まで遺贈がなされ、残余の遺産は一旦共同相続され、相続人たちの協議に委ねられる。伝世文書ではファトファアリーの死亡直後の財産処理は不明であり、動産の処分については知ることができなかった。相続過程は相続人同士の協議が中心である。クーチェックによる贈与契約への最初の承認は遺産処理が開始した 1822 - 24 年から約 7 年後 1830 年のことで、それ以前には認められない。この時まで相続人

30) 契約を改めた経緯: 1246/ 1830 年にボユクとクーチェックは共有財産の賃貸借契約を結んだが、3年後、クーチェックは過剰損害 *ghabn-e fāhesh* を理由に、契約の取消 *faskh* と自身の財産の返却 *radd* を求めた。結局ウラマーの仲介により、二人は新たな契約締結に合意した。新契約内容は、ボユクがクーチェックの共有財産の持分を 5 年間の期限で、年 500 トマンの賃料で賃貸借し、共有財産の修理の費用は全てボユクが負うというもの。

31) 1271/ 1855 年の法的勧告では、この文書は、機能通りに分割文書と紹介されるが [Asnād: 296012505], 形式上は合意文書である。19 世紀以降、多様な内容の法廷文書 (例えば売買, 賃貸借) が合意文書の形式をとったとされる [Werner 2000: 111 (n. 34)].

の間で遺産処分の取り決めが明確に定められず、曖昧なままだった可能性もある。

(財産処分における被相続人の意思) 生前の贈与を除けば、遺贈の他、被相続人の意思を財産処分に反映させる手段はなく、遺産の処分に際して被相続人の影響力は限定的である。ファトファリーは贈与を行い、長子ボユクを優遇した。ただし贈与による財産も完全に安泰ではないようで、遺産分割協議でもう一人の相続人クーチェックによる度重なる承認を必要とし、共有財産にされることもあり得た。

文書1の贈与物件は、ファトファリーが相続により得た可能性があるが、裏付ける材料がないので保留とする。文書2に記載されている贈与財産のほぼ全てが「購入物件 ebtiyā'i」と明記されたことは見逃せない。ファトファリーが自ら得た財産であるため、自身の意思で処分した可能性もあろう³²⁾。また一部を贈与し、一部を遺産とした物件があることも興味深い。例えばファトファリーの新しいサライ、ハーンの氷室、Alqālāndīs村である。獲得経緯が不明であるため判断しがたいが、相続財産と後得財産を別個に処分した、又はファトファリーの意思により分割した、という二つの可能性があることを指摘しておきたい。

(共有財産分割の結果) 前節のファトファリーの財産全容及びボユクの贈与財産と分割結果を組み合わせて、相続人の要求を知ることが出来る。まず共有財産分割の結果をみよう。

*クーチェックの取得分

故ファトファリーの新しいサライ 2 d., 新サライの裏にある店舗13軒, Sheykh Kāẓemのサライ 1.5 d, Darb-e Sard 地区にあるハンマームに隣接する店舗4軒, Sardrūdの庭園の半分と?の1昼夜の水利の半分, Alqālāndīs 3 d., Kondor 6 d., 'Abd al-Jabbār 6 d.

*ボユクの取得分

Sheykh Kāẓemのサライ 1.5 d., ハーンの氷室 2 d., Sardrūdの庭園の半分と?の1昼夜の水の半分, Bilverdi 3.25 d., Jīqe 3 d., Shahsavārlū 3 d., Eşfanjān 6 d., Bādām-yār 3 d., Amīr Zakariyā 6 d., Āq Dizaj 2/3, Sis 3 d., Gavkān 1 d., Qāẓī 'Abd al-Laṭīfe 枝村 6 d. + カナート, Yengeje 枝村 6 d., Beygjān Khānom 枝村 6 d., Malekzāde 枝村 6 d., + カナート, 'Alīqolīの庭園 半分, Yūsof 庭園, アーケードの前の土地, 厩他

分割後も共有財産の一部 (Sheykh Kāẓemのサライ3ダングとSardrūdの庭園+?(名称判読できず)の1昼夜の水)を折半の形で共有した。ボユクが得ていた贈与財産を含めて考えると、さらに2件Alqālāndīs村(折半)とファトファリーの新しいサライ(ボユク2/3, クーチェック1/3)も共有財産である。その他物件の大半は単独所有となるように分割された。クーチェックの取得した8件の財産中4件(うち2件の店舗の実数は17軒)はタブリーズ市内の物件で、彼は市内の商業物件を多く選択した。一方で、ボユクは農村部の財産を数多く取得し、父の農村財産の過半を相続したと言えよう。特にアルヴァナク地方の

32) イスラーム法の理論上は後得財産・世襲財産の区別はないとされる [柳橋 1998: 484]。

物件は全てボユクに帰属した。文書2の贈与契約で既に同地方に財産を得ていたため、父ファトフアリーが集積した同地方の資産を独占的に掌握した。また文書2の書込で共有財産に移された‘Abd al-Jabbār村の全持分をクーチェックが取得した。物件数に鑑みて、またにクーチェックに対し200トマンの支払いを定められたことから、ボユクの取得分が多いのは確かである。各物件の価格は記載されていないが、この分割は価格調査人ahl-e khebreの調査に基づき、moşleḥin va kheyr andish (=ウラマー)の監督の下に行われたため、形式上、公平で瑕疵はない。

(相続人2人の関係)文書3によれば、1246/1830と1249/1834年の両契約でボユクはクーチェックの共有財産の持分を賃貸借した。1246/1830年の契約以降、合法的にファトフアリーの全財産(贈与財産と遺産)を管理することが可能となり、ボユクに有利な契約であった可能性が高い。ボユクは積極的に望んで共有財産を実質的占有下においたのである。

1246/1830, 1249/1834年の契約に際し、贈与契約の承認をクーチェックから得たこと(文書3作成だけでなく、同日に文書1, 2自体にも承認の書込をさせる)や文書3作成に際し、贈与財産であった‘Abd al-Jabbār村を共有財産に移したことから、クーチェックが贈与財産に対して何らかの権利要求をしたと考えられる。史料が伝世しないため1246/1830年の契約内容は不明だが、文書3, 4のいずれも、クーチェックが契約を不服として、訴えを起こした末に作成されたことは注目に値する。ボユクが共有財産を実質的に占有していることへの抵抗を看取できる。クーチェックの要求は、遅くとも1249/1834年の時点には共有財産の分割にあった。文書3で、過剰損害が発生したと主張し、「自身の財産を返却するよう」求めた。このときはウラマーの仲裁により一旦は賃貸借に同意したが、1252/1836年に契約の履行を拒否し、1837年の合意契約により、最終的に共有財産の分割を実現したのである。

分割の理由を「共有は財産の荒廃の原因となり、不和や怒りを生み出していたsherkat bā’eth-e kharābi-ye amlāk va mūjeb-e naqqār o takaddor mi-būd」とし、共有によって生じる弊害を指摘し、所有者と財産物件の関係は対一が好ましいという考えを示している。共有が「不和や怒りを生み出していた」という主張も興味深く、相続人たる兄弟は財産を巡り関係を悪化させていたようである。実際、文書3に共有財産の一部がボユクに処分されたことが記され、こうした一方的な行為にクーチェックが不満を募らせたのも無理はない。このように文書3, 4の契約は、実質的に遺産を占有していたボユクに対するクーチェックの権利要求という側面が認められる。イスラーム相続法によって保障された共同相続財産に対する持分請求権を背景に、相続人は権利を主張できたのである³³⁾。ただし、実力による占有の事実も重く、かくの如き兄弟間の要求・主張の衝突により遺産処分に時間がかかり、14-

33) 遺産の持分請求権は不滅の権利のようで、注24の事例のほか、ナジャフフコリーの遺産分割に不満を持っていた‘Abd al-Razzāqが、兄ホダーグード死後、遺産の持分請求権を口実に、甥ファトフアリーからマランド近郊農村を占拠した事件も見出せる[Asnād: 296011370]。

15年をへて最終的に分割することにより決着したのである。

(小括) 以上、財産処分(贈与と遺産処理)の具体的な過程を検討した。遺産処理は紆余曲折を経たが、その背景に相続人二人の共同相続財産の処分を巡る意見衝突があった。兄ボユクは共有財産を合法的に占有し、一括管理しようとするのに対し、弟クーチェクは不満を訴え、相続人の持分請求権を根拠に、共有財産を分割させたのである。本章ではこの長年に亘る協議の概略を示せたと思う。

分割によって二人が得た財産の内訳をみると、ボユクはアルヴァナク地方の物件を独占したのに対し、クーチェクは市内物件を好んで保有した。市内物件については分割後も共有財産となったものが認められる(特に贈与財産との関係で)。これはナジャフコリーの「新館」の相続事例とも通じる。一方、農村物件の共有は少なく(贈与物件との関係も含めて2件のみ)、大半の場合、一つの物件を一人が保有した。これも1章のナジャフコリー相続例でも指摘した農村部における遺産分割の特徴と共通する。分割の背景として「共有」に対する弊害認識が建前としてあり、文書にも明記された。ただし、農村部と都市部物件の遺産分割にはナジャフコリーの例もファトフアリーの例も、上記のように「違い」があるように見受けられる。一連の遺産を巡る取決めは、被相続人の意思とは関係なく、相続人同士の協議の結果、彼らの要求を反映して被相続人の財産は再編成されたのである。

結 び

本稿では18-19世紀のナジャフコリー・ハーン一族の財産と相続について論じた。18世紀後半に長くタブリーズを支配したナジャフコリーの財産は、地方支配者的な面と土地経営者的な面の二つを有した。前者の具体的な特徴として、タブリーズ周辺の広範囲にわたって農村を保有し、さらに支配の拠点ともなる大規模な農村の確保したことがある。後者の特徴として、獲得した農村内の諸資産(特に水利権)を可能な限り集積し、農村からの収益の増大と取分拡大を目指したことが見出された。19世紀前半にカージャール朝下、ヴァキールとして支配に協力したファトフアリーの財産は、相続財産と後得財産の双方から構成され、地方支配者的側面を喪失し、土地所有者・経営者的側面のみを有した。彼は拠点となる大規模な農村は保有せず小規模な農村を多く保有した。そこには政治的・社会的影響力と財産集積との一定の関係を認められよう。彼の財産の地理的分布は、一見すると祖父ナジャフコリーのそれと類似するが、内実には、財産の大半を後得財産が占める地域もあり、財産の継続性は限定的である。財産は、相続を基盤にしつつも新たな集積の重要性も高く、世代ごと再編成され変化したと考えられるのである。

ナジャフコリー死後の相続では、分割文書が作成され、相続人8人の中で遺産は分割された。長子ホダーダードの持分は他の相続人に比して多かったが、それでも圧倒的ではなく、ナジャフコリーの財産は細分化された。ファトフアリーの財産は、生前における贈与と死後

の遺産相続を経て、息子二人に受け継がれた。遺産は15年近く息子二人の共有財産のままだったが、次子クーチェックの要求により分割された。ナジャフコリー、ホダーダード、ファトフアリーいずれの死後も、遺産処分は、相続人の協議に委ねられていた。ナジャフコリーとファトフアリー死後は、全財産を共有財産とした上で、相続規定に基づき持分を設定するという手順をとらず、(時間がかかることもあったが)協議により物件ごとに相続人の持分を決定したのである。ナジャフコリー、ファトフアリーの遺産分割の共通点として、市内の重要な物件を共有した事例がみられる一方、農村部については2人による折半か、一括取得が多かったことが指摘できる。農村部の方が物件数は多いものの、市内物件取得への欲求が高かったようである。なおファトフアリーの遺産処分に関しては、相続人の一人が遺産を実質的に占有していることに対する反発として、財産共有の抱える弊害を理由に分割が要求され、実行された。今回取り上げた事例では、イスラーム法は、各相続人の遺産に対する権利を保護し、遺産の一方的な占有・処分に対する掣肘としてある程度有効に機能していたことが読み取れる。各相続人の権利は建前上守られたが、実際の取決めに関しては各人の要求が衝突するため、相続人の間にしこりを残すこともしばしばあった(例えばホダーダードと弟たちとの関係)。

ここまで見てきた中で、ナジャフコリー一族に、財産(不動産)の大部分を「家領」として長子 *farzand-e arshad* 等に一括して相続させるという取決めはなく、財産は細分化された。中東他地域のムスリム(+ジンミー)の相続研究でも、イスラーム法規定にある程度忠実な遺産分割が報告されており[川本 1993; 松田 2000; Little 1998; Meriwether 1999]、一般的にムスリム家族に(スンナ派とシーア派で相続規定に差異があるにせよ)子女が複数存在すれば、その「家」の財産は家長(=被相続人)の死後、時間を要することもあるが、再編成される可能性が高い。遺産分割を経て、各相続人は新たな財産形成を行うことになる。加えて社会環境や自身の地位も財産のあり方に影響を与える。本稿で論じたナジャフコリーの獲得した財産の傾向とファトフアリーの財産内容の差異(もしくは変容)は、まさにこのことを反映している。つまり財産と一体になった「家」は(あるとしても)一代限りであり、世代ごとに変化するのである。財産の分割により、兄弟は対等の独立した世帯を形成する。こうした一族において協力関係を常に期待することは難しく、相互に相続権を持ち合う以上のつながりは過度には期待できない(個々の感情の問題は別)。本稿で述べた内容をもとに論を展開すれば、名家の連続性とは、系譜の連続、職掌の継承以上のものではなく、経営体・相続すべき「家」の存続を暗黙の内に想定すべきではないことが分かる。ある家系が同地域に長期に亘って存続したとしても、世代ごとに保持した財産は質量ともに異なることから、在地社会への影響力も一定ではなく、世代ごとの詳細な分析が不可欠で、その上で官職の継承、中央政府との結びつき、一族の連帯、先祖意識の有無などと財産相続の関係を検討する必要がある。遺産が分割されることを常識としつつも、比較的長い期間を設定して個々の一族・家族の歴史の事例に還元・反映させる研究はイラン史ではこれまで十分取り組まれ

てきたとは言い難く、この点を検証したことで、本稿に一定の意義が認められるだろう。

イスラーム相続法と財産継承の関係は、時代・地域を超えて、常にムスリム家族にとって重大な問題であった。法廷文書研究の蓄積が豊富なオスマン朝治下諸地域の家族史研究の成果（代表例として Meriwether 1999; Doumani 2003）も参考にしつつ³⁴⁾、イランの事例を、広い見地から「ムスリム家族史研究」のなかに位置づけることが求められよう。

紙幅の関係で十分言及できなかつたが、ナジャフコリーの一族がドンボリー族という大きな血縁関係から、ナジャフコリーを祖とした一族に意識上収斂したことを、名付や叙述史料から看取しえる。一族意識の形成にしても、世代ごとに財産が再編されることを念頭に、ニスバに表される緩やかな同族意識から、より身近な血縁集団からなる一族意識が形成されることに着目する必要がある。一族意識の形成と財産再編成の相互の関連性又は非関連性を比較的長い時間軸で丁寧に考察し、事例を積み重ねることは、イランにおける土地所有層有力家族のあり方を解明するだけでなく、「ムスリム家族」が存続する経済的・意識的背景とは何かというより大きな問題を比較史的に考察する糸口となるはずである。

[付記] 本研究を進めるにあたり、三島海雲記念財団の助成を受けた。

参考文献

- Asnād: Documents from Sāzmān-e Asnād va Ketābkhāne-ye Mellī-ye Jomhūrī-ye Eslāmī-ye Īrān.
- Danābele*: Moḥammad Ḥasan Eshtehārdī, *Tazkerat al-Danābele*. Ms., Ketābkhāne-ye Majles-e Showrā-ye Eslāmī, no. 8345.
- Dārā*: 'Abd al-Razzāq Donbolī, *Negārestān-e Dārā*. Khayyāmpūr (ed), Tabriz, 1342 sh.
- Donbolī*: Anon., *Tarikh-e Donbolī*. Ms., Ketābkhāne-ye Dāneshgāh-e Tehrān, no. 3210.
- Khūzānī*: Fażli Khūzānī Eṣfahānī, *Afzal al-Tavārikh*. Cambridge Univ. Ms. Dd. 5.6.
- Kinneir: Kinneir, John M., *Geographical Memoir of the Persian Empire*. London, 1813 (repr ed. New York, 1973).
- Nāder Mirzā*: Nāder Mirzā, *Tārīkh va Joḡhrāfī-ye Dār al-Saltāne-ye Tabriz*. Gholāmreżā Ṭabāṭabā'ī Majd (ed), Tabriz, 1373 sh.
- Sharāye'*: Moḥaqeq Ḥelli, *Tarjome-ye Fārsī-ye Sharāye' al-Eslām*. Abū al-Qāsem b. Aḥmad Yazdī (tr), Dāneshpazhūh, M. (ed) Tehrān, 1368 sh.

34) 例えば、Meriwetherの研究によれば、18-19世紀オスマン朝下アレppoの有力家族層は、しばしば一旦分割された遺産の持分を買い戻して財産を復元したり、遺産のうち不動産を被相続人の死後すぐには分割せず短期又は長期に亘り共同所有するなど、それぞれの家族の置かれた立場に応じて戦略的に富の移転を図ったという [Meriwether 1999: 159-66]。

- Tajrebat*: 'Abd al-Razzāq Donboli, *Tajrebat al-Ahrār va Tasliyat al-Abrār*. 2 vols., Ḥasan Qāzī Afshār (ed), Tabriz, 1349 – 50 sh.
- Aubin, J. (1959) Etudes safavides 1 : Šāh Ismā'il et les notables de l'Iraq persan. *JESHO* 2, 37 – 80.
- Coulson, N. J. (1971) *Succession in the Muslim Family*. Cambridge.
- Doumani, B. (ed) (2003) *Family History in the Middle East : Household, Property, and Gender*. Albany.
- Good, M. (1981) The Changing Status and Composition of an Iranian Elite. In : Bonine, M. E. & Keddi, N. (eds) *Modern Iran*. New York, 269 – 88.
- Gronke, M. (1993) *Darwische im Vorhof der Macht*. Stuttgart.
- Gurney, J. (1983) A Qajar Household and its Estates. *IrSt.* 16 (3 – 4), 137 – 76.
- Lambton, A. K. S. (1988) *Continuity and Change in Medieval Persia*. New York.
- Little, D. (1998) Documents Related to the Estates of a Merchant and His Wife in Late 14 th Century Jerusalem. *Mamluk Studies Review* 2, 93 – 193.
- Melville, Ch. (1981) Historical Monuments and Earthquakes in Tabriz. *Iran* 19, 159 – 77.
- Meriwether, L. M. (1999) *The Kin Who Count : Family and Society in Ottoman Aleppo, 1770–1840*. Austin.
- Perry, J. (1978) Justice for the Underprivileged : The Ombudsman Tradition of Iran. *JNES* 37, 203 – 15.
- Rezā'i, O. (2008) *Dar āmadī bar Asnād-e Shar'i-ye Dowre-ye Qājār*, Tokyo.
- Riyāḥi, A. (1378 sh) *Tarikh-e Khoy*. Tehrān.
- Şafinezhād, J. et al. (1375 sh) *Keshāvazi-ye Sonmati-ye Īrān*. Tehrān.
- Şafipūr, 'A. (1385 sh) Sanadī az Vākonesh-e Solṭān-e 'Othmāni dar Qebāl-e Elḥāq-e Gorjestān be Rūsiye (1198 q.). *Ganjīne-ye Asnād* 63, 32 – 41.
- Sotūde, M. (ed) (1379 – 80 sh) *Az Āstārā ta Estarbād*, vols. 8, 9. Tehrān.
- Ṭabāṭabā'i, J. (1376 sh) *Nasab Nāme*. Tabriz.
- Werner, Ch. (1999) : Ambiguity in Meaning : The Wakil in 18 th and Early 19 th Century Iran. In : Melville, Ch. (ed) *Proceedings of the Third European Conference of Iranian Studies – held in Cambridge 11th–15th September 1995*. Wiesbaden, 317 – 25.
- Werner, Ch. (2000) *An Iranian Town in Transition : A Social and Economic History of the Elites in Tabriz, 1747–1848*. Wiesbaden.
- 岩武昭男 (1990) ティムール朝アミールのワクフの一事例『西南アジア研究』32, 56 – 80.
- 岩武昭男 (1993) イランにおけるワクフの継続『イスラム世界』42, 1 – 19.
- 岡崎正孝 (1988) 『カナート —— イランの地下水路 ——』論創社.
- 川本正知 (1993) イスラム法と16世紀サマルカンドの遺産相続 前川和也 (編著)『家族・世帯・家門』ミネルヴァ書房, 365 – 89.

- 後藤 晃 (2002) 『中東の農業社会と国家 —— イラン近現代史の中の村 ——』 御茶の水書房.
- 近藤信彰 (1994) ヤズドのハーン家の社会経済的背景『東洋学報』76 (1-2), 53-83.
- 近藤信彰 (1996 a) 19世紀シーラーズの名家と地方社会『歴史学研究』685, 13-24.
- 近藤信彰 (1996 b) キジルバシュのその後『東洋文化研究所紀要』129, 121-76.
- 近藤信彰 (2001) マヌーチェフル・ハーンの資産とワクフ『東洋史研究』60 (1), 1-33.
- 坂本 勉 (1982) 19世紀テヘランとモストウフィー家『オリエント』25 (2), 1-20.
- 羽田 正 (1991) イラン 羽田正他 (編) 『イスラム都市研究』 東京大学出版会, 217-63.
- 松田俊道 (2000) マムルーク朝における遺産相続 中央大学人文科学研究所 (編) 『アジア史における法と国家』 中央大学出版会, 295-336.
- 三浦 徹 (2004) 当事者の世界と法廷の世界 —— イスラーム法における契約 —— 三浦徹他 (編) 『比較史のアジア: 所有・契約・市場・公正』 東京大学出版会, 113-40.
- 柳橋博之 (1998) 『イスラーム財産法の成立と変容』 創文社.
- 柳橋博之 (2005) 相続法の概要 柳橋博之 (編) 『現代ムスリム家族法』 日本加除出版, 491-510.
- 山口昭彦 (2006) 後期サファヴィー朝エリートの戦略的資産形成 —— ザンギャネー族の「財産目録」を手がかりに —— (第48回日本オリエント学会研究発表要旨) 『オリエント』49 (2), 248.
- A. K. S. ラムトン (岡崎正孝訳) (1976) 『ペルシアの地主と農民』 岩波書店.

(東京大学大学院人文社会系研究科)